●住む場所が決まったら、届出をします●

中長期在留者は、住所（住居地）が決まったら、住みはじめてから１４日以内に在留カード（まだ、在留カードを受け取っていない場合はパスポート）を持って、住んでいる地域の区役所に行き、届出をします。転入届を出すと住民票が作成されます。

※ 在留カードはいつも持っていなければいけません（16歳以上の方）

＊中長期在留者とは？＊

次の項目に当てはまらない人です。

① 在留期間「3月」以下の人
② 在留資格「短期滞在」の人
③ 在留資格「外交」又は「公用」の人
④ ①から③の外国人に準じるものとして法務省令で定める人
⑤ 特別永住者
⑥ 在留資格を持っていない人
⑦ 在留資格「特定活動（告示５３号）」（デジタルノマド）の人
⑧ 在留資格「特定活動（告示５４号）」（デジタルノマドが帯同する配偶者か子）の人

＊住民票とは？＊

住民の名前や住所を記録した帳票で、住民の居住関係を証明したものです。車の売買契約や住居の賃貸契約の手続きなどで、住民票の写しが必要になります。（1通300円）

●引越しをする●

＊市内で引越す場合＊

引越してから１４日以内に引越し先の区役所で手続きしてください。
在留カードと、マイナンバーカード（持っている場合）をお持ちください。

＊仙台市以外に引越す場合＊

それまで住んでいたところの区役所で引越す前に転出届の手続きをします。引越し先の住所が日本国内の場合「転出証明書（マイナンバーカードを持っている場合は発行されません）」がもらえます。それを持って、引越してから１４日以内に引越し先の役所で転入届の手続きをします。在留カードと、マイナンバーカード（持っている場合）もお持ちください。

※ マイナンバーカードをお持ちの方は、日本国内への転出届をマイナポータル（行政手続き

のオンライン窓口。https://myna.go.jp）にて、オンラインで手続きすることもできます。
※ 家・アパートを解約する方法は、P12 に書いてあります。

●持っている在留資格以外で仕事をする（収入をともなう場合）●

資格外活動の許可が必要です。出入国在留管理局で手続きをします。
ただし、「永住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「定住者」の在留資格の方は許可を受ける必要はありません。

●日本国外に行き、その後再入国したい●

在留期間内に一時出国し、再び入国して、それまでの在留資格で在留しようとする場合、出国前に再入国の許可を得ておきます。
再入国許可は１回のみ使えるものと、許可期間内は何回でも使える数次有効のものがあります。再入国許可の有効期間は、在留期間内に限られ、原則最長で 5年（特別永住者の方は 6年）です。

「みなし再入国許可」

中長期在留者が日本国外へ出るとき、出国から 1年以内（特別永住者は 2年以内）に再入国する場合は、原則として再入国許可は必要ありません（これを「**みなし再入国許可**」といいます）。有効なパスポート及び在留カードが必要です。

在留関係について詳しくは

外国人在留総合インフォメーションセンター	平日 8:30-17:15　TEL：0570-013904 （IP電話・海外からの電話 TEL：03-5796-7112） （日・英・中・韓・ベトナム・ネパール・他11言語）
仙台出入国在留管理局	〒983-0842　宮城野区五輪1-3-20 TEL：0570-022259（ナビダイヤル） Email：info-tokyo@i.moj.go.jp （日・英）（E メールでの問い合わせには、東京出入国在留管理局が対応します）
出入国在留管理庁（中長期在留者の在留管理制度に関する手続き）	https://www.moj.go.jp/isa/index.html （日・英・中・韓・ベトナム・ネパール・他）
外国人在留支援センター（FRESC）	平日 9:00-17:00　TEL：0570-011000（日・英） （IP電話・海外からの電話 TEL：03-5363-3013） https://www.moj.go.jp/isa/support/fresc/fresc01.html

●在留カードを無くした／盗まれた！●

① 近くの警察署に行きます。いつ・どこで無くした、盗まれたなどの証明書（盗難届受理証明書など）をもらいます。そこで、届出番号をもらいます。
→誰かが見つけて警察署に届けたら、連絡がきます。

② 証明書と届出番号を持って、出入国在留管理局に行きます。再交付申請をします。

③ 問題なければ、その日のうちに在留カードがもらえます。
注意）再交付申請は、無くした・盗まれたことに気づいた日から14日以内に手続きをしなければいけません。パスポート・写真（4cm×3cm）が1枚必要です。

●マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）●

日本で住民票を持っている一人ひとりに、12桁の「マイナンバー（個人番号）」が振り当てられます。住民票のある外国人（中長期在留者と特別永住者など）にもマイナンバーは割り当てられます。マイナンバーは「個人番号通知書」に記載されて、住民票登録後に登録した住所に簡易書留で送付されます。

このマイナンバーは社会保障、税、災害対策分野などの行政手続などで利用され、アルバイトや仕事をする際に勤務先に提出したり、大学で奨学金を申請する際にも必要となります。マイナンバーは一生変わりません。マイナンバーカード（※）をなくしたり、必要がないときにマイナンバーを他人に提供したりせず、大切に扱いましょう。

※ 「マイナンバーカード」
マイナンバーの通知後に市町村に申請をすると、身分証明書として様々なサービスに利用できる「マイナンバーカード」が交付されます。マイナンバーカードは、氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバーが記載された、顔写真付きのICカードです。
詳しくは：出入国在留管理庁HP マイナンバーカードを作って、便利に生活しましょう！ https://www.moj.go.jp/isa/support/portal/mynumbercard.html
（日本語の他、多言語で見ることができます）

※ 在留資格の更新・変更をする場合は、マイナンバーカードの更新手続きも必要です。マイナンバーカードの有効期限内に手続きをしなければ、そのカードは失効し再発行には手数料がかかります。詳しくはお住まいの区の区役所・総合支所にお問い合わせください。

※ 2026年の6月頃から、在留カードとマイナンバーカードを一体化できるようになります。
詳しくは：出入国在留管理庁HP 在留カードとマイナンバーカードの一体化Q&A https://www.moj.go.jp/isa/11_00051.html（日本語の他、多言語で見ることができます）